

MISSION PERMANENTE DU JAPON
AUPRÈS DES ORGANISATIONS INTERNATIONALES
GENÈVE-SUISSE

YS/UN/417

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva presents its compliments to the Office of the High Commissioner for Human Rights in Geneva and, with reference to the latter's Note Verbale UA JPN 2/2024, dated 24 September 2024, has the honour to transmit herewith the response of the Government of Japan to the Joint Urgent Appeal from Special Procedures.

The Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Geneva avails itself of this opportunity to renew to the Office of the High Commissioner for Human Rights in Geneva the assurances of its highest consideration.

Geneva, 22 November 2024

Enclosure mentioned



特別手続による共同通告に対する日本政府の回答

2024年11月22日、日本政府は、下記のように回答しました。

【鏡文】在ジェノバ国際機関日本政府代表部は、ジェノバ人権高等弁務官事務所に敬意を表するとともに、同事務所の2024年9月24日付UA JAPAN2/2024号通牒を参照し、特別手続からの共同緊急アピールに対する日本政府の回答をここに送付する。

在ジェノヴァ国際機関日本政府代表部は、この機会を利用し、同事務所に対し最大の配慮を行うことを表明する。

2024年11月22日

同封「回答書」

(参照サイト)

<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=38779>

特別手続による共同通告に対する日本政府の回答

日本政府は、2024年9月24日付の共同通告（UA JPN 2/2024）において日本政府に対し回答が求められた質問1から5に対し下記回答する。

(注) 1.~5. は通告における質問

1. 下記の申立てについて、追加情報およびコメントがあればご提供ください。

【即日告知】

1. 死刑の執行は、死刑の執行日当日に死刑確定者に事前に通告される。その理由としては、死刑執行日前に被収容者に通知した場合、被収容者の心の平穏に悪影響を及ぼすおそれがあること、過度の苦痛を与えるおそれがあること等が挙げられている。
2. また、家族等の関係者に死刑の執行を事前に通知した場合には、関係者に無用な精神的苦痛を与えるおそれがある。また、通知を受けた家族が被収容者と面会し、被収容者が死刑執行の予定を知った場合にも、同様の弊害が生じるおそれがある。したがって、現在の通告の時期については正当化されうる。
3. 死刑執行後、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族、弁護士等も可）に対し、関係法令に基づき、速やかに通知している。

【死刑判決を受けた被収容者の処遇】

4. 刑事施設においては、死刑確定者を適正に拘禁するとともに、その心情の平穏を保つことができるようにする必要がある。死刑確定者については、『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』（以下「刑事収容施設法」という。）第 36 条におい

て、終日一人部屋に収容し、原則として自室外において他の被収容者と接触させてはならないと規定されている。

5. ただし、同条3項は、死刑確定者の心情の平穏を保つために有益と認められる場合には、他の死刑確定者と接触することを許すことができる旨も定めている。したがって、このような取扱いが人権侵害に当たるとは考えていない。

6. また、死刑確定者の状態を考慮し、必要に応じて、監視カメラを備えた部屋に収容することがある。このような取扱いは、被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

【死刑が執行されなかった死刑確定者の数】

7. 2023年12月末現在、未だ死刑が執行されていない受刑者は107人である。したがって、死刑が執行されていない受刑者は107人である。

【再審請求中に死刑が執行された死刑確定者の数】

8. 日本では非公開のため、開示は差し控える。なお、これは共同通告のアピールに記載された数値の正確性を認めることを意味するものではない。

9. 死刑確定者が再審で無罪となった事例は5件ある。

【死刑の執行方法】

10. 死刑は、刑法第11条第1項において「絞首刑に処する」と規定されている。

11. 最高裁判所は、現在我が国で採用されている絞首刑の方法が他の方法と比較して特に非人道的な残虐性を有すると解すべき理由はないと判示しており、政府も同様の見解である。

【再審請求による執行停止】

12. 刑事手続においては、すべての死刑事件について弁護人を選任しなければならず（刑事訴訟法 289 条）、事実認定や死刑の決定は、厳格な証拠規定のもと慎重な審理を経て行われる。また、被告人は裁判所の決定に対して上訴する権利を有し、三審制の下、有罪の認定や刑罰の重さについて上級審による再審理が保障されている。したがって、こうした厳格かつ慎重な手続を経て確定した死刑判決は、原則として厳格に執行される。

13. 他方、再審請求中にすべての死刑執行が停止されるとすれば、死刑確定者が再審請求を繰り返す限り、死刑が執行されることはなく、刑事裁判の終結が不可能となる。

14. 法務大臣は、個別事件の関係記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、死刑執行停止事由がないと認める場合に限り、死刑執行命令を発する。

15. したがって、再審請求がなされた場合には常に死刑の執行が停止されるような制

度を設けることは、必要でも適切でもない考える。

【死刑制度の抑止効果】

16. 死刑制度の抑止効果を証明することは困難であるが、刑罰が犯罪抑止の一形態であることは一般に認識されており、死刑制度についても同様である。

17. 日本政府が実施した死刑制度に関する世論調査によれば、次のような質問に対して、「死刑制度が廃止されれば、残虐な犯罪が増加すると思う」と答えた人が過半数を占めている：「死刑制度が廃止されれば、残虐な犯罪が増えると思う人と、そう考えない人がいますが、あなたはどう思いますか。このように死刑の抑止効果が広く受け入れられていることは、死刑には確かに犯罪を抑止する効果があることを示していると推測できる。

18. また、死刑制度の存在が、長期的には国民の規範意識の維持に寄与していることは否定し難く、政府としても、死刑制度には一定の非道な犯罪を抑止する効果があると考えている。

2. **国際基準に沿って、死刑囚の体制が残虐な、非人道的な、または品位を傷つけるような待遇や刑罰に当たらないことを保証するために、どのような措置が想定されているのか説明してください。**

3. 日本のすべての拘置所において、被収容者の精神的健康を含む健康、プライバシーおよび尊厳に対する権利が保護されることを確保するために、どのような措置がとられているのか説明してください。

19. 死刑確定者は、上記4.のとおり、終日、1人部屋に収容されているが、被収容者が孤立することなく、心情の平穏を保つことができるよう、刑務所の職員や任意の面会人との接触や、刑務所のチャプレンによるカウンセリングを受けることが認められている。また、そのために必要と認められれば、ビデオやテレビを見る機会も与えられている。

20. 死刑確定者の状態を考慮し、必要な場合には、監視カメラを備えた部屋に収容することがある。なお、そのことが被収容者の人権を侵害するものとは考えていない。

4. 再審を待っている個人の死刑執行を防ぐために、どのような保護措置がとられているのか、もしあれば説明してください。ない場合は、それが国際基準における日本の義務にどのように従っているか説明されたい。

21. 死刑の執行は法務大臣が命ずると規定する刑事訴訟法第475条第1項は、検察官

の指揮の下でのみ裁判の執行ができると規定する同法第 472 条の規定を例外としている。

22. その趣旨は、死刑は人の生命を奪う究極の刑罰であり、一旦執行されると回復し難いものであることから、死刑の執行手続は、法務の最高責任者である法務大臣が、再審、臨時上告等の死刑判決に関する例外的な救済措置の事由がないかどうかを改めて慎重に検討し、特に熟慮を要するものとするのが適当であると理解している。

23. 実際には、法務大臣は、個々の事案の記録を十分に精査し、死刑執行停止の可能性を慎重に検討し、再審事由の有無を検討した上で、執行停止事由がないと認められた場合にのみ死刑執行命令を発することになっている。

24. また、刑事訴訟法第 475 条第 2 項は、大臣の執行命令は、判決が確定した日から 6 か月以内に行うが、再審請求の申立てからその処理に要した期間は、この期間に算入しないと定めている。

5. 政府が死刑のモラトリアムの実施を検討しているかどうか説明してください。

25. 死刑制度を存置するか廃止するかは、国際機関における議論や諸外国の動向を踏まえつつ、基本的には、各国の世論、犯罪情勢、国内の刑事司法行政等を勘案し、各国が判断すべき問題である。

26. 極めて悪質かつ残虐な犯罪については死刑もやむを得ないと考える国民が多数であること等の我が国の実情に照らせば、死刑の執行を一時的に停止することは適当でないと考えられる。また、執行停止後に執行手続が再開された場合、死刑が執行されないという希望を抱いた死刑確定者がその希望を打ち碎かれることになり、結局、非人道的な結果となる。

27. したがって、日本政府は、死刑の執行を一時停止することは適当でないと考える。

【参照条文】

『刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律』

(死刑確定者の処遇の態様) 第 36 条 ① 死刑確定者の処遇は、居室外において行うことが適当と認める場合を除き、昼夜、居室において行う。

② 死刑確定者の居室は、単独室とする。

③ 死刑確定者は、居室外においても、第 32 条第 1 項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き、相互に接触させてはならない。

(診療等) 第 62 条 ① 刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上

の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

② 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

③ 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは被収容者を刑事施設の外の病院又は診療所に入院させることができる。

『刑法』

(死刑) 第 11 条 ① 死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。

② 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。

『刑事訴訟法』

第 289 条 ① 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

② 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは在廷しなくなったとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

③ 弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第 472 条① 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、第 70 条第 1 項但書の場合、第 107 条第 1 項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

② 上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮する。

第 475 条 ① 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

② 前項の命令は、判決確定の日から 6 箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。